

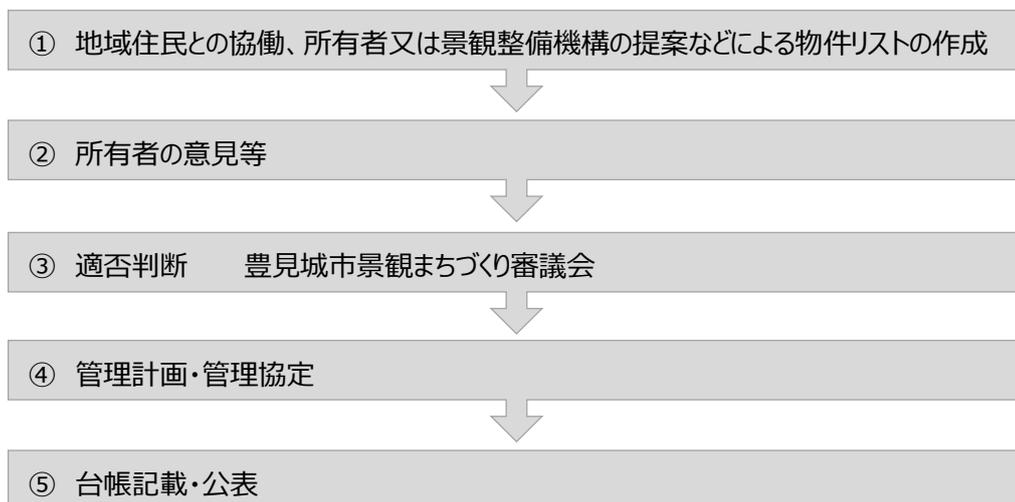
# IV章 良好な景観まちづくりにかかるその他の方針

## 1. 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

本市には伝統的な古民家や石積みのカー、石獅子などといった、景観上重要な建造物があります。また、緑豊かな大木も景観上重要な役割を果たしており、このような景観資源のうち、良好な景観の形成に寄与する重要な建造物や樹木を、「景観重要建造物」、「景観重要樹木」に指定し保存と活用に努めます。

### ①指定までの流れ



### ②指定の基準

#### ア. 「景観重要建造物」

景観計画区域内にあって道路その他の公共の場所から容易に眺められる建造物のうち

- 本市の自然、歴史、文化に根付いているもの
- 地域において象徴性を有しているもの
- 美しさ、やすらぎまたは由緒を感じられ、人々に親しまれているもので、建造物の外観が景観上の特徴を持ち、良好な景観の形成に重要であると認められるもの

図表：景観重要建造物のイメージ



### イ. 「景観重要樹木」

景観計画区域内にあって道路その他の公共の場所から容易に眺められる樹木のうち

- 本市の自然、歴史、文化に根付いているもの
- 地域において象徴性を有しているもの
- 美しさ、やすらぎまたは由緒を感じられ、人々に親しまれているもので、樹容が景観上の特徴を持ち、良好な景観の形成に重要であると認められるもの

図表：景観重要樹木のイメージ



### ③維持活用の考え方

#### ア. 「景観重要建築物」

指定された景観重要建築物の所有者および管理者には、良好な外観を維持し、そのための適切な管理を行っていく義務があります。ただし、内部の改変や使用は制限されないため、建物などの場合は活用しながら維持していくことが望ましいといえます。

#### イ. 「景観重要樹木」

景観重要樹木も景観重要建築物と同様に適切な管理を行っていく義務があります。加えて生き物であるため健全な状態で維持していくことに注意が必要です。



## 2. 景観重要公共施設に係る方針（景観法第8条第2項第4号ロ、ハ）

道路、河川、都市公園、海岸、漁港などの公共施設で、本市の良好な景観を形成する上で重要なものについて関係機関との協議及び同意に基づき、「景観重要公共施設」に指定し、景観整備の推進に努めます。

### ①検討・協議の進め方

景観の骨格をなす重要な構成要素である公共施設又は今後地域の顔となるような公共施設を、「景観重要公共施設候補」として、管理者との協議を踏まえて当該施設の景観形成の基本的な方向性を検討します。

その上で、各々の景観重要公共施設に対し、整備に関する事項及び占有等の許可の基準、必要に応じた協議会の設置等について検討していきます。

図表 景観重要公共施設のイメージ



道路

河川

漁港

### 3. 重点地区設定に係る方針

重点地区とは、地域の特性に応じ、特に良好な景観の誘導・規制を図ることで伝統文化の継承や観光などの地域振興となるモデル地区をいいます。重点地区の指定にあつては、地区に関わる市民、事業者等の景観まちづくりに対する意向を踏まえ検討する必要があります。

候補案 i) 豊見城城址地区

- ・豊見城城址跡地及びその一帯は、重点プロジェクト整備が進められており、今後計画的な景観まちづくりが求められます。

候補案 ii) 瀬長島地区

- ・瀬長島一帯は重点プロジェクト地区として開発が進められています。ランドマークとして広く親しまれており、今後良好な景観の保全・創出が求められます。

候補案 iii) 翁長地区

- ・翁長地区の集落地域は田園景観が残存している伝統的な集落の1つです。新たな開発が進むなか、現在の生活に対応しながらも田園景観を残すために良好な景観の保全・創出が求められます。

### 4. 景観地区指定に係る方針（景観法第61条）

景観計画区域のうち、良好な景観を有する地区、あるいは今後良好な景観の創出を図る地区において、景観地区を定めることができます。景観地区においては、形態意匠の制限や建物高さ、壁面位置などについて基準の実効性がより高まります。

景観地区の指定にあつては、地域住民の景観地区指定に対する理解と合意形成が重要であるため、地区に関わる市民、事業者等の景観まちづくりに対する意向を踏まえ検討します。

## 5. 屋外広告物に係る方針

屋外広告物は、まちの景観を構成する大きな要素であることから、沖縄県屋外広告物条例に基づき、まちに調和した良好な屋外広告物の誘導に努めます。

図表 まちなみに調和した屋外広告物のある沿道景観のイメージ



# V章 景観まちづくりの推進

第II章第1景観形成の方針（4）「目標を実現するための取組み方針」のとおり、景観まちづくりの推進を図るには継続的な取り組みが必要です。

そのための取り組みを以下に示します。

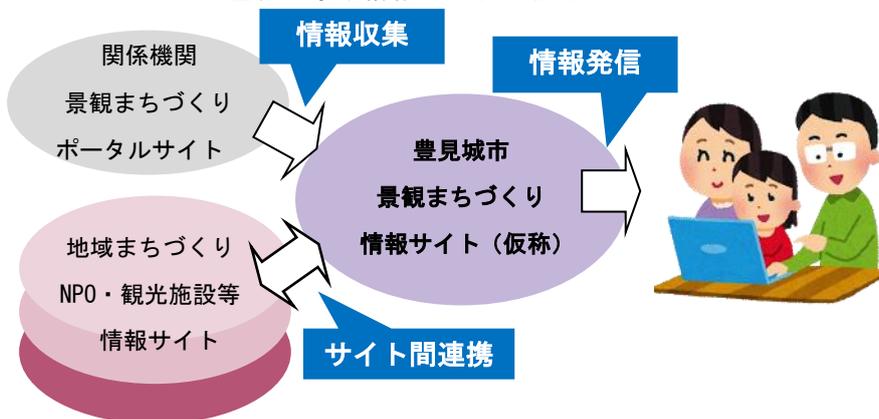
## 1. 景観に関する意識の醸成

### （1）景観に関する情報や関心を抱く機会の提供

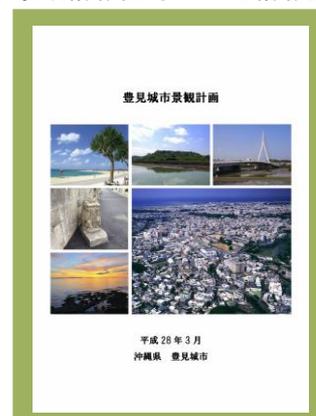
#### ①関係機関窓口やHP等での情報提供

本計画などの景観情報の発信を図ります。また、関係機関の景観情報サイトなどと積極的に連携していきます。

図表 景観情報サイトの活用



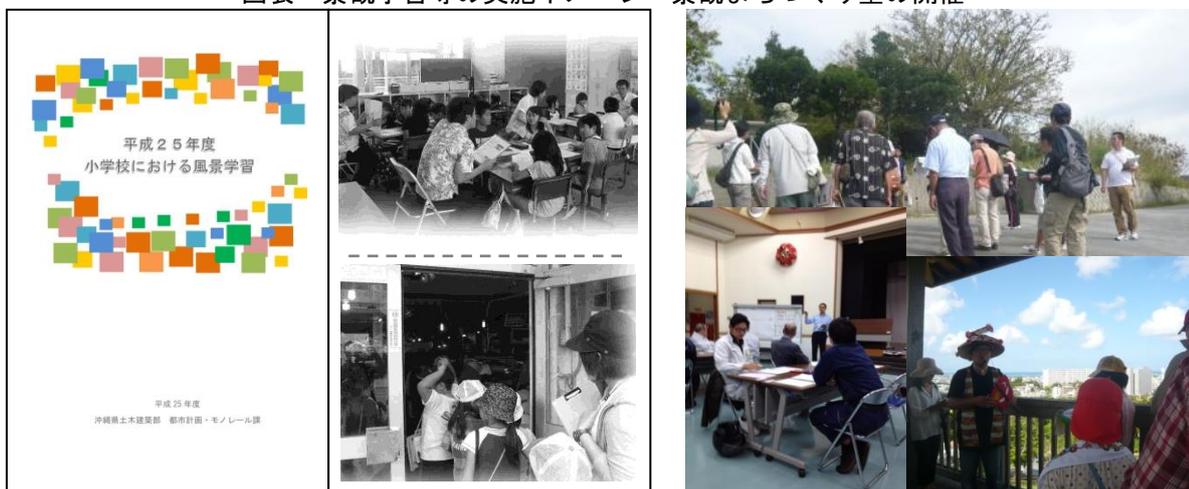
図表 景観情報誌等による情報発信



#### ②景観まちづくり塾などの開催

市民や事業者の意識向上を目的とした景観まちづくり塾などを継続して開催します。また、学校や NPO、公民館等との連携や県が進めている沖縄らしい風景づくり推進事業などの活用により、子供たちの景観学習などを推進します。

図表 景観学習等の実施イメージ・景観まちづくり塾の開催



## (2) 本市の景観の価値の発信

### ①まちづくりにおける景観のアピール

緑が多く快適な居住環境は、本市の魅力のひとつとして捉えられています。こうした魅力を積極的に発信していきます。また重点地区、景観地区又は地区計画などを定めてより良好な景観を創出し、それらが評価されることを通して、市民や事業者の景観の価値にかかる認識を深めます。

図表 良好なまちなみの市場での評価・発信



### ②(仮称)まちかど修景事業の推進

地域の良好な景観の形成に寄与する(仮称)まちかど修景事業を積極的に進め、市民がわがまちの良さを認識できる場を増やします。

図表 (仮称)まちかど修景事業のイメージ



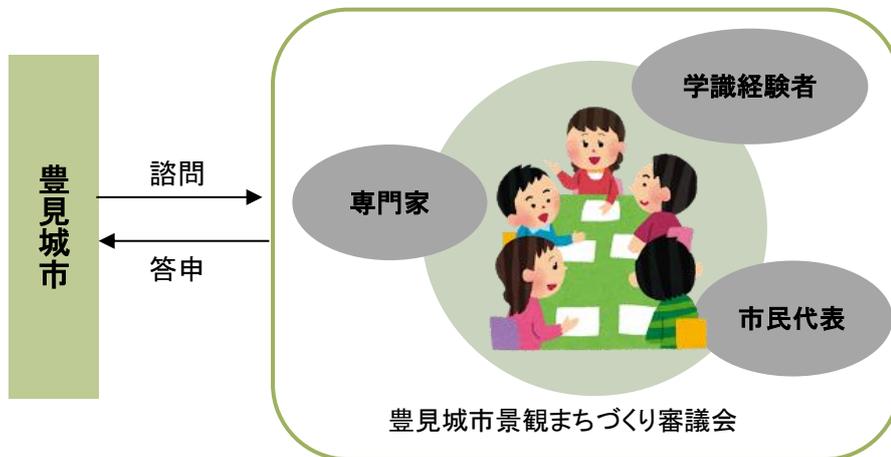
## 2. 景観まちづくりの体制構築と活動推進

景観は多様な要素から構成され、それを支える主体も多様です。各々の分野の取り組みや相互に連携する体制を構築し、幅広い活動を進めていきます。また専門家や市民の力を活用できる体制を整え、景観まちづくりを推進していきます。

### (1) 専門機関の設置と活用

#### ① 豊見城市景観まちづくり審議会

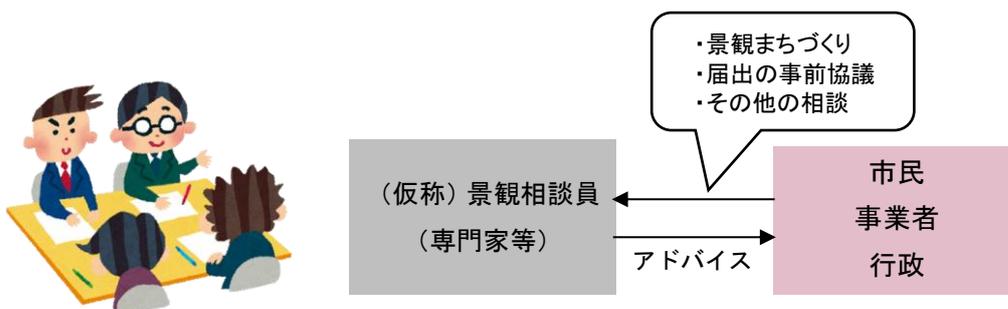
学識経験者をはじめとする各分野からの委員で構成された諮問機関の設置を行います。都市景観行政を進める上で重要な事項の審議などを行います。



#### ② (仮称) 景観相談員

市民、事業者、行政に対して専門的立場でアドバイスをする「景観相談員」の導入について検討します。

景観相談員は、景観まちづくりの相談のほか、景観条例及び景観計画に基づく届け出の事前協議などのアドバイスを行います。なお、景観相談員の選定については、県が指定する景観整備機構などから検討を行います。



### (2) 行政の連携体制の強化

### ①庁内連携の充実

(仮称)豊見城市景観まちづくり条例の施行により届出制度が開始され、建築主事を置く特定行政庁である沖縄県との連携を密接にする必要があります。また、他の部局においても、公共施設等の整備時の景観に関する担当部課との協議のほか、農地や緑の保全、歴史文化資源の活用、環境の良好な維持といったテーマも景観と不可分であることから、横断的な連携体制の充実を図ります。さらに、景観資源を市民の財産として活用することや、市民参画の推進などを図ります。

### ②庁外関係機関との連携

県内における広域的な景観行政を進める取り組みについては、連携を深めていく必要があります。また、市内で国、県等により実施される公共事業については、行為の事前通知による協議・調整を進めます。景観重要公共施設を指定する場合は協議会を設置し、連携を図ります。

図表 庁内外連携イメージ



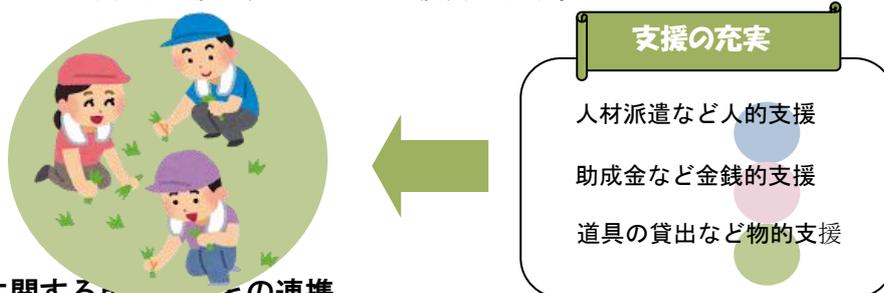
## (3) 市民による景観まちづくり活動の推進

### ①地域景観に調和した建築行為等の推進

景観形成基準に応じて地域素材の使用や緑化を図ることで通常よりも市民負担が大きくなる場合があることから、緑化資材の提供や整備費の一部助成などの制度の導入などについて検討します。

### ②景観形成に関する活動の支援

地域に暮らす市民自らが行う地域活動が重要であり、既存の仕組みも活用しながら、景観形成に資する活動に対する支援の充実について検討します。



### ③景観形成に関する市民組織との連携 市民による景観づくり活動

景観法には景観整備機構の制度があります。景観整備機構とは一定の景観の保全・整備能力

を有する公益法人やNPO法人を景観行政団体が指定するもので、地域で活動する団体が景観計画の推進や景観重要構造物・樹木等の管理に関わることができます。こうした制度の活用も図っていきます。

**景観整備機構制度：市民主導の自発的・持続的取り組みを支援**

○地域で景観に関する活動を行う団体を指定し、積極的に景観づくりや維持に関わってもらいましょう。

※参考：沖縄県の指定する団体  
 (公社) 沖縄県建築士会  
 (一社) 沖縄県造園建設業協会  
 (NPO 法人) 沖縄の風景を愛さずる会

主な活動内容・・・

- ・景観の専門家による情報提供、人材派遣、相談
- ・合意形成に向けた市民と行政のコーディネート
- ・景観重要建造物または景観重要樹木の管理

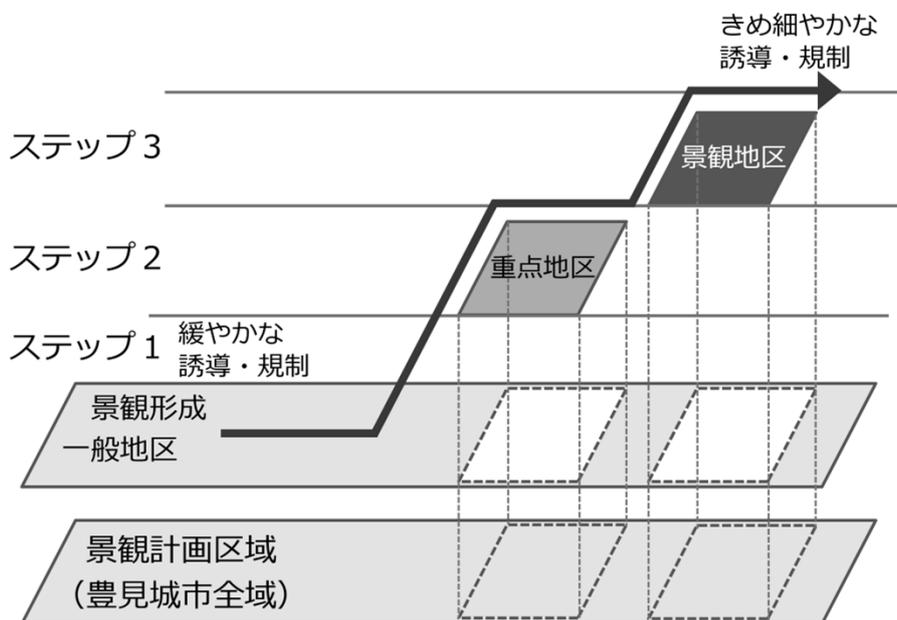
等

**(4) 地域特性に応じた地区指定の推進**

**① 重点地区及び景観地区の指定**

良好な景観形成を進める上で特色ある重要な地域については、地区に関わる市民、事業者等の景観まちづくりに対する意向を踏まえ、重点地区又は景観地区の指定について検討していきます。指定した地域では、特色に応じた景観基準を定めて誘導を行うことができるほか、優先的に（仮称）まちかど修景事業などを進めていきます。

図表 景観計画区域におけるステップアップ図



## ②景観協定制度の活用

景観法では、市民が自らの手で地域のより良い景観の維持・増進を図るための制度として、景観協定制度があります。建築物の用途、商店街の賑わいをもたらす装置や活動、屋外広告物の形態など、より柔軟な内容も設定することが可能であることから本制度の普及に努めていきます。

## ③その他制度の活用

地域の特性に応じ、地区計画や緑地保全地区などの景観法以外のまちづくりの手法について検討を行います。

図表 その他制度の活用

